平成２７年（フ）第３３０号
広島県大竹市玖波４丁目３番21号
破産者　植永　秀信
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１６号
広島市佐伯区利松１丁目12番34―204号
破産者　ＷＡＴＡＮＡＢＥ写真事務所こと　渡邊　敏正
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６号
長崎県長崎市かき道６丁目１番１―501号、旧住所長崎県長崎市片淵５丁目11番30―1405号
破産者　渡邊　京子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
北海道天塩郡豊富町字豊富東２条５丁目
破産者　石原　　翼
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字大沢尻60―２、住民票上の住所青森県三戸郡五戸町字銀杏木１番地43
破産者　小泉　逸人
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３８号
秋田県鹿角市花輪字級ノ木13番地
破産者　兎澤　孝生
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３９号
秋田県鹿角市花輪字本苗代15番地２
破産者　齊藤　龍悦
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２２号
秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町87番地
破産者　武田　義信
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２３号
秋田県北秋田市阿仁銀山字上新町87番地
破産者　武田つる子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３８号
秋田県北秋田市旭町７番８号
破産者　神成久美子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２５号
秋田県大仙市堀見内字南世馳13番地
破産者　竹村　精喜
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４２号
秋田県大仙市大曲栄町２番18号　グレースコート２　Ｂ―３、前住所秋田県大仙市大曲丸子町９番９号
破産者　竹村　　玲
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第９２号
福島市岡部字岡部72番地の５
破産者　高橋　恭弘
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２７号
福島県いわき市小島町２丁目７―２　メゾンアイユウ２―103、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井1681番地の76
破産者　青木　弘一
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１９９５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目23番24―1203号
破産者　岩本　鉄平
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４００号
横浜市西区楠町４番地１　ガラ・シティ横浜西口1104号
破産者　金子　勇一
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７６号
神奈川県大和市下鶴間2748番地４　大和第二寮303号
破産者　井上　良夫
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３６号
相模原市中央区陽光台２丁目17番１号　ＣＯＣＯハウス101
破産者　大越　和也
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６６号
新潟県三条市塚野目６丁目12番13―１号　コーポ清野Ａ棟、住民票上の住所新潟県三条市西大崎１丁目25番28号
破産者　船村　俊夫
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部